

「改正」高年法、雇用保険法等の成立に断固抗議する声明

2020年4月1日

全日本年金者組合

中央執行委員長 金子民夫

高齢者に労働者としての権利すら保障されない「雇用によらない働き方」を広げる高年齢者雇用安定法（高年法）等改定案が3月31日、参院本会議で可決・成立した。

「改正」高年法は「高齢者支援に名を借りて、雇用を破壊し、労働者保護に大きな風穴をあけるもの」で、断じて許されない。高齢者の雇用と権利を守る立場から、年金者組合はこの改定案成立に断固抗議する。

「改正」高年法は、65歳から70歳までの「高年齢者就業確保措置」を2021年4月から企業の努力義務とするもので、「就業確保措置」の選択肢には、65歳までは義務付けている①定年引き上げ②継続雇用制度の導入③定年廃止のほか、「雇用以外の措置」として、「個人事業主・フリーランス」など非正規雇用ですらない「雇用によらない働き方」が含まれている。

使用者はどれを選択してもよく、「個人事業主」だと労働法の適用が外れ、最低賃金規制も労働時間規制もかからない。さらに労働災害が若者に比べ高齢者の男性で2倍、女性で5倍と増えるのに労災保険の適用が否定されるなど、きわめて不安定な労働形態となる。

政府は、「改正」高年法で、労働者・国民に、高齢になっても可能な限り働き続けることを求める一方で、年金制度などをそれに合わせて変えていこうとしている。

政府が4月から審議入りを目指している、「年金制度改正法案」では、在職中で一定以上の収入があるシニア世代の厚生年金を減らす「在職老齢年金制度」を見直すとしている。また、年金月額割り増しと引き換えに年金の受け取り開始を遅らせることができる範囲を75歳まで拡大するとしている。

政府は「全世代型社会保障改革（改悪）」を狙っており、「改正」高年法と「年金制度改正法案」がセットとなっている。政府の狙いは、少子高齢化に対応するため、労働力不足対策としての「雇用改革（改悪）」をテコに社会保障制度全般の「改革（改悪）」を推進することである。

高齢者が自らの意欲と能力を発揮するために働ける環境を整えることは大事だが、現状では、多くの高齢者が「公的年金だけでは暮らしていけない」実態にあり、働かざるをえない状況に追い込まれている。このため、日本の高齢者の就業率は先進国の中でもトップクラスとなっている。

年金者組合は引き続き高齢者の命と健康を守るとともに、「マクロ経済スライドを廃止し、安心して生活できる年金制度」「最低保障年金制度創設」に向けて奮闘する決意である。

以上